

# 群馬県住宅用太陽光発電設備設置支援補助金交付要綱

## (総則)

第1条 群馬県住宅用太陽光発電設備設置支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、既築住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する県民に対し、県がその費用の一部を補助することにより、本県における再生可能エネルギー導入の支援・促進と家庭部門から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図ることを目的とする。

なお、「既築住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅でない住宅をいう。

## (補助金交付の対象)

第3条 県は、既築住宅に次条に定める要件に適合した、県内において住宅用太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）を設置し、電力会社と系統連系（以下「補助事業」という。）を行う個人（以下「補助対象者」という。）が第6条以下の手続を適正に行った場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件に適合していること。

一 補助対象設備を初めて設置する者であること。

二 補助対象設備の設置費用を負担する者であること。

三 群馬県内に住所を有する者であること。ただし、単身赴任等の理由により本人が一時的に県外に居住している場合においては、補助対象者と生計を同一とする者が本条第4項に規定する建物に居住する場合においては、この限りでない。

四 補助対象設備の設置者本人が電力会社と電力供給契約を結んでいること。

五 過去に群馬県の住宅用太陽光発電に関する補助金（設備設置費補助金（平成21年度）、設備等導入費補助金（平成22年度）、設備等整備費補助金（平成23年度）、設備等設置推進費補助金（平成24年度）、設備設置推進補助金（平成25年度）及び平成26年度及び平成27年度の当該補助金）を受給していないこと。

六 前号に掲げた補助金の手続において、不正行為又は正当な事由なく書類を提出しない等の事由により、交付決定の取消し又は不交付決定処分を受けていないこと。

3 前項の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

4 補助対象設備を設置する住宅は、群馬県内において補助対象者自らが現に居住しているもの（店舗、事務所等との兼用の場合も対象とする。）であること。なお、設備の設置場所は住居の屋根に限るものではなく、居住する住宅と同一敷地内の車庫の屋根や庭等へ設置し、居住する住宅で自家消費する場合においても補助対象とする。

5 前項の住宅が、補助対象者が主として居住するものでない場合は、補助対象者本人がその過半を所有する住宅に限るものとする。また、補助対象者が主として居住するものであっても、他者の所有に属する場合はその同意を得ること。

（補助対象設備の要件）

第4条 補助対象設備は、次の各号の全ての要件に適合したものをいう。

一 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の規定に基づく太陽光発電設備の認定を受けているもので、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。

なお、設備の技術的要件については、「住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業技術仕様書（J-PEC 第1110-0059号平成23年11月25日制定 平成25年4月1日改定）」にある要求性能等を満たすものであること。

二 設置する太陽電池の公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）が、1kW以上10kW未満の太陽光発電設備であること。

三 別表1に掲げる補助事業経費（消費税及び地方消費税抜きの金額）が、1kW当たり42万円以下のもの。

ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表2で定める特殊工事の費用は同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除することができる。

四 この設備が完成した時点で、未使用品であること。

五 初めて太陽光発電にかかる受電契約を電力会社と結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれたものであるもの。

六 補助対象設備により発電した電力が、前条第4項に規定する住宅建物の住居部分において消費されているもの。

七 本要綱で規定される補助金、同様の趣旨で支給される市町村補助金、及び一般社団法人太陽光発電協会内に設けられている太陽光発電普及拡大センターが行う住宅用太陽光発電導入支援補助金（以下「J-PEC補助金」という。）ほか、住宅用太陽光発電の設置に伴って支給される補助金のうちで受給したものの総額は、補助事業経費の額未満であること。

八 当該年度において系統連系（以下「事業に着手」とする。）した設備であること。

2 前項第3号における1kW当たりの補助対象経費は、特殊工事費用控除後の補助事業経費を設置した太陽電池の公称最大出力の合計値で除して得た金額とし、円位未満の

端数がある場合は、これを切り上げるものとする。

(補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、設置する太陽電池の公称最大出力の合計値に13千円を乗じて得た額とし、上限は5万円とする。

2 前項により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請及び完了報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手した日の翌日から起算して3か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼完了報告書)(以下「交付申請書」という。)(別紙様式第1号)に提出書類の確認表と次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 住民票の写し(発行後3か月以内のもの)

二 印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)

三 補助事業の実施状況を示すカラー写真(実施前後を対比できるもの。太陽電池モジュールについては全ての枚数が確認できるもの。特殊工事がある場合はそれを証明するものを含む。)

四 設置した太陽電池モジュールが、第4条に定める要件に合致することが確認できる、出力対比表(設置枚数分。製造番号が分かるもの)

五 設備設置工事の契約書の写し

六 補助事業の実施に係る領収書の写し

七 電力会社との受給契約書(「電力受給契約申込書」及び「購入電力量のお知らせ(お客さま設備情報の記載されているもの)」)の写し

八 電力会社へ電力受給契約についての確認を行うための委任状

九 補助金振込口座通帳の写し

十 別表3に掲げる「その他知事が必要と認める書類」

2 知事は、前項の規定による交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第3条及び第4条に定める補助金交付の要件に適合すると認められるもののうちから、予算の範囲内で先着順に受理し、補助事業者を決定する。ただし、交付申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で受理されたものとし、補助事業は、原則として申請書が受理された時点で完了したものと見なす。

3 知事は、受理した交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第1項に定める期間にかかわらず、受付を停止するものとする。この場合、予算の総額を超えた日の交付申請書の中から抽選を行い、補助事業者を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて求める報告、又は現地調査の実施等に対して、遅滞なくこれに応じるこ

と。

- (2) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 知事は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 補助金の交付の条件に付した条件に違反したとき。
  - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助事業の中止等）

- 第8条 補助事業者は、交付申請書の提出後に第6条の交付申請を取り下げようとするときは、補助事業の中止承認申請書（別紙様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、補助事業の中止承認通知書（別紙様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。
  - 3 第6条第2項ただし書きにかかる交付申請書の不備について、補助事業者は、特段の事由がある場合を除き、最初の連絡を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に補正を完了しなければならない。期限までに補正を完了することができなかつた場合、知事は当該申請を不受理とすることができる。
  - 4 交付申請書及び付属書類の中に不正行為が確認された場合、知事は当該申請を不交付決定とすることができる。この場合において、不正行為の主体は補助事業者に限られるものではなく、第11条の手續代行者によるものであつた場合でも、同様に適用するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第9条 知事は、交付申請書の提出があつたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容を審査し、これを適正と認めたときは、交付決定及び額の確定通知書（別紙様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 知事は、前条に規定する通知を行つたときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

（手續代行者）

- 第11条 補助対象設備を施工又は販売する者が次項及び第3項の規定を遵守することを誓約した場合は、補助事業者からの委任があればこの補助金の手續きの代行をすること（以下「手續代行者」という。）ができる。
- 2 手續代行者は、委任された手續きを、誠意をもって実施するものとする。また本手續きの代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平

成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

- 3 知事は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を行う。調査の結果、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。
- 4 手続代行者は、第3条第3項各号のいずれにも該当する者であってはならない。

#### (取得財産等の管理)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象設備について、法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、当該設備が毀損され又は、滅失したときは、その旨を毀損、滅失届(別紙様式第5号)により知事に届け出なければならない。

#### (取得財産等の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象設備について、法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別紙様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、法定耐用年数を経過した取得財産等については、この限りではない。

#### (補助金の返還)

- 第14条 知事は、第7条第1項第3号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、又は前条の承認を行った場合、補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、速やかに県にこれを返還しなければならない。

#### (帳簿の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存するものとする。

#### (報告及び調査協力)

- 第16条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。
- 2 知事は、住宅用太陽光発電設備の普及促進を図るため、補助事業者(手続代行者も含む。次項において同じ。)に対し、補助対象設備の発電量等に関する実態調査への協力を要請することができる。
  - 3 補助事業者は、前項の調査について、県から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

第1条 削除

(年度末の特例)

第2条 当該年度の1月1日以後に補助事業に着手した補助事業者が、交付申請書を提出するにあたって、やむを得ない事由により、添付すべき書類の一部が当該年度の3月31日までに添付提出できない場合においては、当該書類を除くすべての書類一式に加え、添付できない旨の理由書を添付することにより、補助金交付申請を行うことができる。

2 前項の理由書が添付された場合であっても、不足書類の追加提出は事業着手日の翌日から起算して3か月以内とする。なお、書類不備の扱いについては、第8条第3項を準用する。

3 第1項の規定による申請は、知事が別に定める日以後に提出を行うものとする。

4 当該交付申請が行われた事業について、知事は、予算を翌年度に繰り越して支払うことができるものとする。

(年度末の特例にかかる補助金交付決定等)

第3条 前条の書類の提出があった場合、知事はそれを審査し、内容が適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し、補助金交付決定通知書(別紙様式第8号)により、補助金交付決定額、その他必要な事項を通知するものとする。

2 第1項の適用を受けた補助事業者が不足書類を提出する場合、書類余白に補助事業者名及び交付決定番号を記載するものとする。

3 知事は、補助事業者から不足書類の提出がなされた時点において、先に提出されている書類と合わせてこれらを審査し、これを適正と認めたときは、補助金確定通知書(別紙様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

なお、予算を翌年度に繰り越さずに額の確定を行う場合は、これを出納整理期間中に行うものとする。

第4条 削除

(平成26年度の補助に対する読み替え)

第5条 平成26年度事業においては、補助に関連する金額については、第4条第1項第3号にある「42万円」を「45万円」、第5条にある「13千円」を「15千円」、「5万円」を「6万円」とそれぞれ読み替え適用するものとする。

( J - P E C 補助金申請者の特例)

第 6 条 平成 2 6 年度予算にかかる事業に限り、第 6 条第 1 項各号の書類に加え、J - P E C の補助金申込受理決定通知書の写しを添付した場合には、前条で読み替えた第 4 条第 1 項第 3 号の「 4 5 万円」を「 5 0 万円」と読み替えることができるものとする。

( 施行期日)

第 7 条 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 6 年度以後の予算に係る補助金に適用する。

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 3 月 2 8 日制定

別表 1

## 住宅用太陽光発電設備の補助事業経費

名称	備考
太陽電池モジュール	太陽の光を電気に変換して、発電するもの
附属機器	
架台	太陽電池モジュールを屋根等に固定するもの。
パワーコンディショナ	太陽電池で発生した直流電力を、電力会社の電力と同じ交流の電力に変換するもの
その他附属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)	●接続箱 太陽電池からのケーブルを集めるための箱
※パワーコンディショナ等と附属機器が一体のタイプもあります	●直流側開閉器 システムの点検時に太陽電池出力とシステムを遮断します。通常、接続箱に内蔵。
	●交流側開閉器(サービスブレーカー) パワーコンディショナからの交流出力を遮断します。
設置工事にかかる費用	対象システムの据付に伴って必要となる改修または補修工事に要する費用(配線・配線器具の購入、電気工事費・安全対策費等含む)

別表 2

## 補助対象経費から控除できる特殊工事費用の上限額

項目	控除できる上限額	工事内容
安全対策費	1 kWあたり 5 万円 (税抜)	住宅の屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、安全対策上、設置場所に適合した足場を設ける工事。
陸屋根防水基礎工事費	1 kWあたり 5 万円 (税抜)	陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事。
幹線増強工事費	1 件あたり 10 万円 (税抜)	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。

別表 3 交付申請書の添付書類

その他知事が特に必要と定めるもの	
手続代行の委任状兼誓約書(手続代行を行う場合に限り)	
建物の所有を証明する登記簿謄本、及び公共料金の支払通知票のコピー (別荘等、常時居住する建物以外に対象設備が設置された場合に限り)	
生計同一であることを証明する書類 (県外居住者の別荘で、生計同一者が居住する場合に限り)	
特例に係る各種申立書類(必要に応じて指示)	など